

雫石町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、雫石町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務（以下「本業務」という。）にあたり、本町の地球温暖化対策の課題を的確に捉え、価格のみではなく、事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、実現性等を勘案し、総合的な見地から判断して最も優れた企画提案を行った事業者を本業務委託の契約の相手方となる候補者（以下「契約予定者」という。）として選定するための公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容・契約条件

(1) 業務名

雫石町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務

(2) 契約形態

業務委託契約

(3) 契約期間

契約締結の日から210日間

(4) 業務内容

別添「雫石町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 提案上限額

5,357,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とし、提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

(6) 契約保証金

町契約規則第24条第2項の規定に基づき、契約金額の10分の1以上の額とする。ただし、町契約規則第25条に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(7) 委託費の支払い

原則、事業終了後の精算払とする。ただし、受託事業者が業務の円滑な遂行を図るために必要である場合に限り、契約額の10分の8以内の前払金の支払いを町に請求できるものとする。

(8) 支払額の確定方法

事業終了後、実績報告書に基づき支払額を確定する。支払額は契約金額の範囲内であって、支出を要したと認められる費用の合計とする。なお、すべての経費にはその収支を明らかにした帳簿書類及び領収書等の証拠書類を整備し、少なくとも5年間保存しておくこと。

3 参加資格

- (1) 法人格を有する企業、団体等であつて、事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。なお、「的確に遂行するに足る能力を有すること」とは、以下のとおりとする。
- ア 総勘定元帳及び現金出納帳等の会計関係帳簿類を整備していること。
 - イ 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。
- (2) 次に掲げる者でないこと。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立てが行われた者
 - ウ 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てが行われた者
 - エ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を言う。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどとしたと認められる者
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (3) 雫石町営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成20年訓令第3号）第2第1項若しくは第3第1項から第3項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されていない者
- (4) 税金（国税、地方税等）に滞納がないこと。
- (5) 過去5年以内に東北管内の地方自治体において、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務の実績を有していること。
- (6) 配置予定技術者は次の要件を満たすものであること。
- ア 管理技術者は、上記（5）に掲げる業務実績を有する者とし、技術士（建設部門（都市計画及び地方計画）又は環境部門）もしくはRCCM（都市計画及び地方計画又は建設環境）の有資格者であること。
 - イ 照査技術者は、上記（5）に掲げる業務実績を有する者とし、技術士（建設部門（都市計画及び地方計画）又は環境部門）もしくはRCCM（都市計画及び地方計画又は建設環境）の有資格者であること。

ウ 担当技術者は、岩手県内常駐の個人情報保護士の有資格者を最低1名配置すること。

- (7) 本業務の実施にあたり、町との連絡調整、打合せ等に適切かつ迅速に対処でき、必要に応じて現地調査を行うことができること
- (8) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (10) その他関係法令を遵守すること。

4 失格事項

応募者が次の事項に該当すると町が判断した場合は失格とする。ただし、町がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要領における諸条件に違反した場合
- (3) 参加資格を欠いていることが判明した場合
- (4) その他応募者の失格事項に相当するものと町が判断した場合

5 実施スケジュール

項目	期日
公募開始	令和5年6月27日(火) HPに掲載
参加表明書提出期間	令和5年6月27日(火)～7月5日(水) 午後5時必着
質問書提出期限	令和5年6月27日(火)～7月5日(水) 午後5時必着
質問書回答日	令和5年7月7日(金)まで
企画提案書提出期間	令和5年7月7日(金)～7月18日(火) 午後5時必着 提出は持参または郵送すること。
プレゼンテーション実施に関する通知	令和5年7月20日(木)
プレゼンテーション審査	令和5年7月25日(火)
審査結果通知	令和5年7月27日(木)
契約手続き	令和5年8月8日(火)

6 参加表明書の提出

参加希望者は、次により参加表明書及び参加資格確認に必要な書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年7月5日(水) 午後5時(必着)
- (2) 提出先 雫石町役場 町民課環境対策室
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参又は郵送(持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで)

- (5) 提出書類
- ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 定款の写し
 - ウ 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - エ 直近2期分の決算報告書
 - オ 税金（国税、地方税）に滞納がないことの証明書
法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
直近のものとする。
 - カ 共同事業体協定書の写し（共同事業体提案の場合のみ）
構成員ごとにア～オの書類を提出する。

7 質問の受付等

(1) 質問の受付期限

令和5年7月5日（水）午後5時まで

(2) 質問方法

所定の質問書（様式第2号）に入力し、本要領「12 連絡先及び提出先」へ電子メールに添付して提出すること。その際件名を「プロポーザルに関する質問」とすること。（電子メール以外の方法による質問は受け付けない。）

(3) 回答

令和5年7月7日（金）までに、雫石町ホームページ上に公表する。公表する形式は質問者の名前等を伏せた状態で、質問内容と回答を併せて公表する。なお、質問に対する回答は本要領の追加又は修正とみなす。

(4) 留意事項

審査基準等に関する質問は一切受け付けない。

8 企画提案書等応募に関する事項

(1) 提出期限及び方法

令和5年7月7日（金）～7月18日（火）午後5時（必着）までに持参または郵送により提出すること。

(2) 提出書類（様式等）

下記の①～⑤すべて、A4版での提出を基本とする（A3版を使用する場合はA4サイズに折り込むことも可）。ただし、既存のものを使用する場合はこの限りではない。

①企画提案書（様式第3号）

仕様書に基づき、応募者としての支援方針やアピールポイントを明記することとし、様式は自由とする。ただし、文字サイズは10.5ポイント以上とし、A4版15ページ以内とする。（両面印刷の場合は7枚と1ページ以内、表紙及び目次はページ数に含めないものとする。）なお、以下の課題・テーマについては必ず提案すること。

○課題・テーマ

ア 業務の実施方針

雫石町の地域現況や地球温暖化対策に関する町の取組の現況を踏まえ、業務の実施方針を提案すること

イ 雫石町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定方針

国が掲げる 2030 年の温室効果ガス 46%削減目標、2050 年までの温室効果ガス排出実質ゼロ目標（脱炭素社会の実現）を踏まえ、目標の達成に向けて提案者が留意すべきと考える事項（課題）を複数あげ、その課題解決の考え方や方策、推進のための環境整備、取組のスケジュール等について提案すること。

ウ 自由提案

当町の地域特性や提案者が有する実績や知見を活かし、地球温暖化対策の推進と共に地域振興や地域の課題解決に資する方策について、実現性を踏まえて自由に提案すること。

エ 業務スケジュール

本業務のスケジュール（業務工程）を提案すること。

②経費積算書（様式第 4 号）

「2 業務概要・契約条件」に記載の提案上限額以下の金額で提示すること。

※見積書を提出する場合は、積算根拠、内訳がわかるように記載すること（単位は円とし、税込表記とする）。なお、契約候補者に選定された場合、当該見積額が契約額を確約するものではない。

③過去に実施した業務実績表（様式第 5 号）

管理技術者が過去 5 年以内に、東北管内の地方自治体において発注する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定業務を実施した実績（業務名、発注者名、契約期間、業務概要、契約金額）を記載すること。最大 3 件まで。

※業務実績を証する書類（契約書の写し等）を添付すること。

④業務実施体制表（様式第 6 号）

業務を受注した場合の体制、担当予定者の氏名、業務分担内容等について記載すること。

⑤業務実施者の資格を証するもの。

(3) 提出部数

上記①～⑤を 7 部（正本 1 部、副本 6 部）を提出すること。企画提案書（様式第 3 号）は正本 1 部のみ押印を行うこと。

9 選定方法

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(2) プレゼンテーション

提出された企画提案書について、町が実施する個別の審査会において企画提案書等

応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し、別に定める評価基準に基づき採点を行い、評価点数の合計が最高得点のものを契約候補者として選定する。

①日時：令和5年7月25日（火）午後2時00分から

②場所：雫石町役場2階 201号会議室

③プレゼンテーションの方法

一人につきプレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度とする。企画提案書の内容説明を実施した後、質疑応答を行う。また、説明者は3名以内とし、原則として企画提案書の推進体制に記載されている主たる管理技術者及び担当技術者等が行うこと。

なお審査会は、対面で行うものとするほか、必要に応じて事前に追加資料の提出を求めることがある。これらについては、企画提案書受領後、審査実施前に個別に連絡する。

(3) 審査基準

別に示す「雫石町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務公募型プロポーザル評価項目及び評価基準」に基づいて審査を行う。

(4) 審査結果

応募者全員に選定結果を通知する。また、町のホームページ上でも公開する。なお、審査経過については公表しないものとし、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(5) その他

応募者が一者の場合であっても、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約予定者として選定する。また、プレゼンテーション実施後、町が必要と認めたときは提案書の内容について、説明や資料の提出を求める場合がある。

10 評価項目

評価項目と配点は次のとおりとする。

評価項目	配点
過去の業務実績、管理技術者の同種業務の実績、事業実施体制等	40点
経費（経費積算書）	20点
企画提案力（企画提案書）	100点
取組姿勢（プレゼンテーション）	40点
合計	200点

11 契約の締結

(1) 選定された契約候補者と町との間で業務内容や役割分担、契約金額等について協

議を行い、協議が整った場合には随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）を締結することを原則とする。

- (2) プロポーザルの性質上、当該契約に当り企画提案書の内容（参考見積内容を含む）をもって契約するとは限らない。
- (3) 契約協議において疑義が生じた場合は、町の解釈によるものとするので、あいまいな表現や記載を避けること。また、その解決に要する費用は提案者の負担とする。
- (4) 選定された契約候補者との協議が不調に終わった場合や失格の際には、審査会において次点とされたものと協議を行い協議が整った場合には、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）を締結する。
- (5) 町が作成した契約書によって契約を締結する。

12 連絡先及び提出先

〒020-0595 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1

雫石町役場町民課環境対策室 担当：古舘

メールアドレス：kankyoutaisaku@town.shizukuishi.iwate.jp

雫石町ホームページ：<https://www.town.shizukuishi.iwate.jp/>

（本要領及び提出書類様式をダウンロードできます。）

※郵送の場合は、締め切り日の午後5時必着。

13 その他

- (1) 提出書類の作成や提出に係る費用は全て申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 同一法人からの複数の提案は認めない。
- (4) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、町が選定の公表等に必要な場合には当該著作権を無償で使用できることとする。
- (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。